

# 一般社団法人 次世代音振基盤技術研究会 理事会規則

## (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 次世代音振基盤技術研究会（以下「当法人」という。）の定款第35条及び第43条の規則に基づき、理事会に関する事項を定め、もって理事会の適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## (構成等)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定すると共に、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

## (役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

## (理事会の開催)

第4条 理事会は3ヶ月に一回以上の年4回以上開催するものとし、その開催時期は原則として、7月・10月・1月・4月の適当な時期とする。また必要ある場合にはその都度招集し開催する。

## (招集権者)

第5条 理事会は、会長が招集する。ただし会長に事故あるとき又は欠けたときはあらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面を持って、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内

の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- 4 監事は、理事が不正の行為をし若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

#### (招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対し発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面または電子媒体で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

#### (欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合は、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

#### (議長)

第8条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事全員の合意により選ばれた理事がこれに代わるものとする。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故あるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

#### (決議の方法)

第9条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を充たしたときは、理事会の決議

があったものとみなす。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 重要な規則の制定、並びにその改廃に係る事項
- (2) 社員総会の召集
- (3) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (5) 委員会の設置に関する事項
- (6) 委員会等の設置及び運営に関する基本的事項
- (7) 会員の入会の承認
- (8) 代表理事の選任および解職
- (9) 事業計画の承認
- (10) 重要な資産の処分
- (11) その他社員総会の権限に属せしめられた事項以外で理事会の議案にふさわしい事項

2 代表理事は、前項の決議事項（法定事項は除く）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、書面または電子媒体で理事全員の賛同を得たうえで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、代表理事は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第11条 代表理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 当法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第12条 理事会の議事は、その経過と結果を議事録に記載し、出席した理事と監事が記名押印しなければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 代表理事は、理事会の議事の経過の概要及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(施行)

第14条 この規則は平成26年12月1日から施行する。

(改廃)

第15条 本規則の改廃は、理事会の決議による。